

2 補助対象経費に関する注意事項

◆ 対象者別申請可能な補助対象経費

	日本語学校 在學生	介護福祉士養成施設在學生		
		入学年度	卒業年度	左記以外
学費	○	○	○	○
入学準備金	×	○	×	×
就職準備金	×	×	○	×
国家試験受験対策費用	×	×	○	×
居住費	○	○	○	○

※いずれかの経費のみ申請することも可能です。

◆ 補助対象経費の範囲

以下の（１）及び（２）に該当する経費であること

（１）事業の実施期間である令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間中に、
補助対象事業者から対象者に支給した経費

⇒ 事業の実施期間外に補助対象事業者から対象者に支給した経費については、
補助の対象外です。

例えば、「令和６年３月分の居住費」を、補助対象事業者が対象者に令和６年
４月以降に支給した場合は、令和５年度の本補助金の経費としては対象外となり
ますので、ご注意ください。

⇒ 補助対象事業者から対象者への貸付は、補助の対象外です。

（２）補助対象期間に要した経費

補助対象期間は、日本語学校の場合は、日本語学校卒業日前の引き続く１年以内、
介護福祉士養成施設の場合は、介護福祉士養成施設における正規の修学期間（２～
４年間）です。

ただし、補助対象期間が複数年度にまたがる場合は、令和５年度の経費に限ります。

⇒ 補助対象期間に要した経費ではない場合、補助の対象外です。

例えば、令和５年度に日本語学校に在学する留学生を雇用する補助対象事業者
が、当該留学生の「令和６年度に介護福祉士養成施設に入学するための入学準備
金」を支給した場合は、令和５年度の本補助金の経費としては対象外となります
ので、ご注意ください。

【令和5年度から令和6年度にかけて介護福祉士養成施設に通学するケース】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所	事業所における雇用期間		
留学生	R4の入学金	R5の学費	R5の学費
学校		介護福祉士養成施設	
考え方	前年度中の給付は補助対象外	○雇用終了後に学費等を支給した場合も補助対象 ○翌年度の学費等に対する給付は補助対象外	

【令和5年度から令和6年9月末まで日本語学校に通学するケース】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所		事業所における雇用期間	
留学生		前期の学費	後期の学費
学校		前期の学費⇒対象外経費	後期の学費⇒対象経費
学校		日本語学校	
考え方		○日本語学校卒業日前の引き続く1年を超える学費等は補助対象外 ○令和6年度の学費等は補助対象外	

◆ 対象経費が重複する他制度との併用について

対象者が本補助金と対象経費が重複する他の補助金等を受ける場合、本補助金は申請できません。

例えば、学費120万円のうち60万円は介護福祉士修学資金貸付事業を活用し、残りの60万円について本補助金を活用することは認められません。

※貸付を受けている場合、貸付金の返済免除の如何に関わらず本補助金を申請することはできません。

※他の補助金等で学費について支給を受け、本補助金で学費以外の対象経費の支給を受ける場合は、対象経費を重複していないため、本補助金を申請することはできます。

◆ 補助対象経費の具体的な内容

(1) 学費	●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金） ※授業料、施設使用料、実験実習費 等 ※ただし、<u>介護福祉士養成施設の学費（学生納付金）のうち入学金については、本補助対象経費の「学費」ではなく、「入学準備金」として申請してください。</u> ※学則に定めのないものについては、対象外です。 ●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定の教科書代 ※<u>学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</u> ●対象者の在籍する日本語学校又は介護福祉士養成施設指定のユニホーム代 ※<u>学費（学生納付金）とは別途徴収される場合の費用</u>
(2) 入学準備金	●対象者の在籍する介護福祉士養成施設の入学金 ※対象者の在籍する介護福祉士養成施設の学則で定める学費（学生納付金）のうちの入学金をいいます。 ※学則に定めのないものについては、対象外です。 ※令和5年度に介護福祉士養成施設に入学するために必要な入学準備金を対象とします。 ※<u>対象者一人につき本補助において入学金を申請できるのは1回限りです。</u>
(3) 就職準備金	●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した交通費 ※<u>アルバイト先への通勤・介護福祉士養成施設への通学のために要した交通費は除く。</u> ●介護業界を含む福祉業界への就職活動（就職セミナーへの参加等）のために要した参加費用 ※令和5年度に介護福祉士養成施設を卒業し、令和5年度に就職するために必要な就職準備金を対象とします。 ※<u>対象者一人につき本補助において就職準備金を申請できるのは1回限りです。</u>

(4) 国家試験受験対策費用	●介護福祉士国家試験対策模擬試験の受験費用 ●介護福祉士国家試験受験費用 ※令和5年度の介護福祉士国家試験を受験するために必要な国家試験受験対策費用を対象とします。 ※<u>対象者一人につき本補助において国家試験受験対策費用を申請できるのは1回限りです。</u>
(5) 居住費	●家賃 ※家賃とは、賃料、共益費（管理費）です。<u>敷金・礼金、更新料等は対象外です。</u> ※補助対象事業者自らが賃借する住宅に、留学生を住ませ、留学生から徴収する使用料を含みます。 ※一室につき留学生が複数人で居住する場合、各留学生の負担する家賃が確認できる、連名での賃貸借契約等の提出が必要となります。

◆ 補助対象経費の支払い方法

贈与契約を締結し、給付により支払ってください。

贈与契約を締結する上では、以下の3点に注意してください。

- (1) 贈与契約の締結及び勤務の継続について留学生の自由意思を確保してください。
- (2) 贈与契約は労働関係法令を遵守の上で慎重に作成してください
- (3) 対象者との間に労働問題が発生しないように注意してください

※詳細については、P. 8～9をご確認ください。

※労働問題に関するお問い合わせは、管轄の労働基準監督署等をお願いいたします。

※補助対象事業者は対象者に支払方法を確認した上で、個々の事情に合った方法で支払ってください。

☆ 各補助対象経費の範囲や内容に関する QA (P. 48～P. 49)

(1) 学費	【QA27～QA28】	(4) 国家試験受験対策費用	
(2) 入学準備金	【QA29】		【QA33～QA34】
(3) 就職準備金	【QA30～QA32】	(5) 居住費	【QA35】